

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	市営住宅管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

天草市は、市営住宅管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報の漏えいその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じた上で、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

熊本県天草市長

公表日

令和7年1月14日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	市営住宅管理に関する事務
②事務の概要	公営住宅法、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律、住宅地区改良法、天草市営住宅条例、天草市特定公共賃貸住宅条例、天草市営改良住宅条例及び天草市一般住宅条例に基づく事務のうち、特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容は次のとおり。 1 市営住宅の入居者の決定 2 住宅使用料の決定及び変更 3 住宅使用料の徴収、減免、徴収猶予及び滞納整理 4 入居承継、同居の承認、出産・死亡等による世帯情報の確認及び不正入居者対応 5 収入超過者及び高額所得者の認定
③システムの名称	1. 公営住宅管理システム 2. MICJET番号連携サーバー 3. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
公営住宅管理システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表 27、52の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第18条、第26条 ・番号法第9条第2項 ・天草市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表 53、76の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第55条、第78条 ・番号法第9条第2項 ・天草市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	天草市建設部建設総務課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 〒863-8631 熊本県天草市東浜町8番1号 TEL0969-23-1111 mail : hontyo-soumu@city.amakusa.lg.jp

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	建設部建設総務課 〒863-8631 熊本県天草市東浜町8番1号 TEL0969-23-1111 mail : shiejutaku@city.amakusa.lg.jp
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類

[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-------------------------------	------------------	--

3. 特定個人情報の使用

目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--	------------------	--

権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
---	-----------	---

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[○]委託しない

委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
----------------------------------	------------	--

5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

[○]提供・移転しない

不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
------------------------------	-----	---

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

☐ 接続しない(入手)

[○] 接続しない(提供)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-------------------------------	------------------	--

不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------	-----	---

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [O] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		
9. 監査		
実施の有無	[] 自己点検	[O] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	公営住宅管理システム等へのアクセスが可能な職員は、ICカードとパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月25日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1 19項の項及び35の項	番号法第9条第1項 別表第1 19の項及び35の項	事後	一部変更
平成29年7月25日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第1項第7号別表第2の31の項及び54の項	【情報照会の根拠】番号法第19条第1項第7号別表第2の31の項及び54の項	事後	一部変更
平成29年7月25日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	建設総務課長 鎌田正治	建設総務課長 山岡忠文	事後	一部変更
平成29年7月25日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	平成26年12月31日時点	平成29年6月30日 時点	事後	一部変更
平成29年7月25日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成26年12月31日時点	平成29年6月30日 時点	事後	一部変更
平成30年8月31日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	建設総務課長 山岡忠文	課長	事後	一部変更
平成30年8月31日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	平成29年6月30日 時点	平成30年6月30日 時点	事後	一部変更
平成30年8月31日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成29年6月30日 時点	平成30年6月30日 時点	事後	一部変更
令和1年6月27日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	平成30年6月30日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	一部変更
令和1年6月27日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成30年6月30日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	一部変更
令和1年6月27日	Ⅳリスク対策		項目追加	事後	
令和2年7月7日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	一部変更
令和2年7月7日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	一部変更
令和3年7月20日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	一部変更
令和3年7月20日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	一部変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月5日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二の31、54の項 (略)	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二の31、54の項 (略)	事後	番号法改正に伴う引用条項ずれの修正
令和4年11月9日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	一部変更
令和4年11月9日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	一部変更
令和6年3月21日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	公営住宅法、住宅地区改良法、天草市営住宅条例、天草市営改良住宅条例及び天草市一般住宅条例に基づく事務のうち、特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容は次のとおり。	公営住宅法、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律、住宅地区改良法、天草市営住宅条例、天草市特定公共賃貸住宅条例、天草市営改良住宅条例及び天草市一般住宅条例に基づく事務のうち、特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容は次のとおり。	事後	一部変更
令和6年3月21日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	一部変更
令和6年3月21日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	一部変更
令和6年11月15日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一 19、35の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第18条、第26条	・番号法第9条第1項 別表 27、52の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第18条、第26条	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない(令和6年5月27日施行の法改正に伴う変更)
令和6年11月15日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 別表第二の31、54の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第22条、第28条 ・番号法第9条第2項 別表第2の31の項	・番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表 53、76の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第55条、第78条 ・番号法第9条第2項	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない(令和6年5月27日施行の法改正に伴う変更)
令和6年11月15日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業	記載なし	[○] 人手を介在させる作業はない	事後	新様式移行(令和6年10月1日施行)に伴う記載追加
令和6年11月15日	IVリスク対策 11. もっとも優先度が高いと考えられる対策	記載なし	3) 権限のないものによって不正に使用されるリスクへの対策	事後	新様式移行(令和6年10月1日施行)に伴う記載追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月15日	Ⅳリスク対策 11. 当該対策は十分か【再掲】	記載なし	十分である	事後	新様式移行(令和6年10月1日施行)に伴う記載追加
令和6年11月15日	Ⅳリスク対策 11. 判断の根拠	記載なし	公営住宅管理システム等へのアクセスが可能な職員は、ICカードとパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	新様式移行(令和6年10月1日施行)に伴う記載追加
令和6年11月15日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	一部変更
令和6年11月15日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	一部変更
令和6年11月15日	I 関連情報 9. 規則第9条第2項の適用	記載なし		事後	新様式移行(令和6年10月1日施行)に伴う記載追加